

立川市競争入札参加資格登録事業者

公契約条例に関するアンケート集計



2024.10

立川市行政管理部
品質管理課

立川市競争入札参加資格登録事業者公契約条例に関するアンケート調査概要

1.調査目的

立川市は公契約条例の制定をする予定で検討を始めました。公契約条例は公共工事や公共サービスの品質の確保とそこで働く人の労働環境を適正に整備することにより地域経済の活性化と市民福祉を増進する目的で作る条例です。この条例を作成する上で、市内事業者の条例についての認識を確認し参考とする目的で調査します。

2. 調査対象

立川市競争入札参加者登録事業者の市内事業者 241 社

3.調査回収

LoGo フォームおよび紙での回収、無記名方式

4.調査期間

令和 6 年 9 月 30 日(月)から 10 月 21 日(月)

5.回収結果

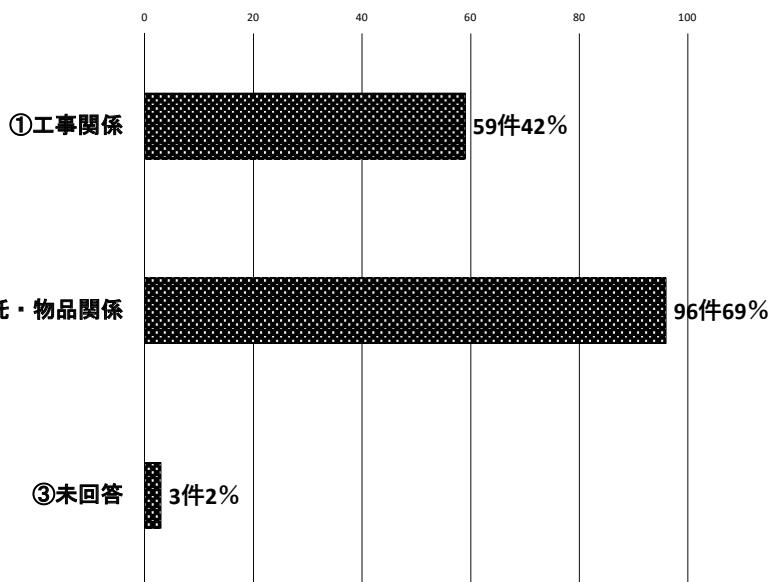
有効回収数 139 件 · · · · 事業所

有効回収率 57.7%

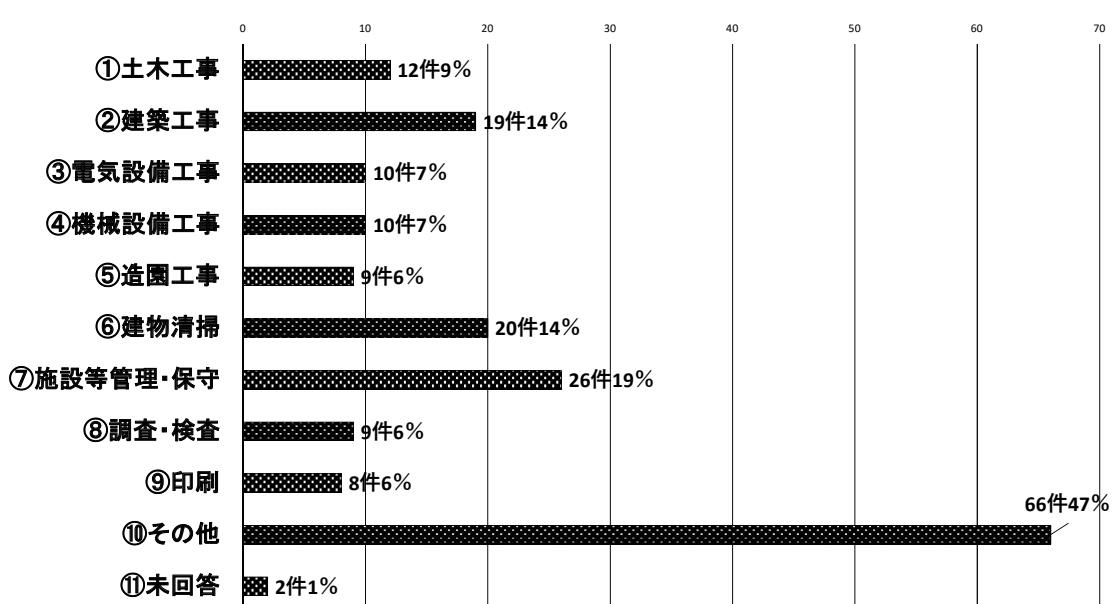
FAX 60 件

LoGo フォーム 79 件

(1)貴社の主な事業の種類についてお答えください



※複数回答



○ その他の内訳（詳細は次頁）

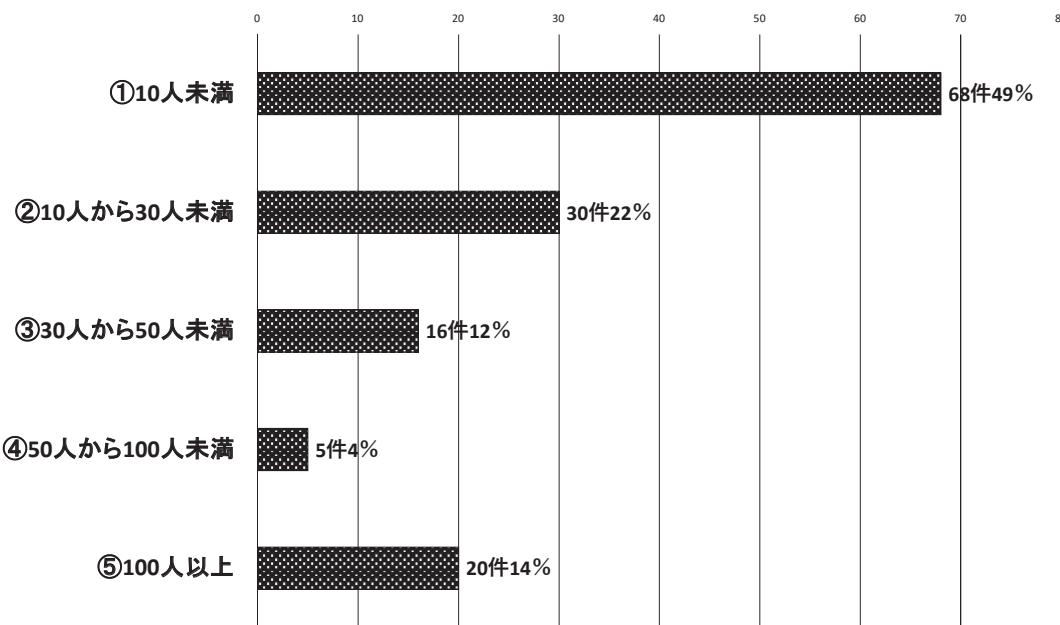
工事(水道工事、ガス配管工事、防水工事 等)

委託・物品関係(物品小売り、卸売り、情報処理、運送、寝具、カーテンクリーニング 等)

※複数回答

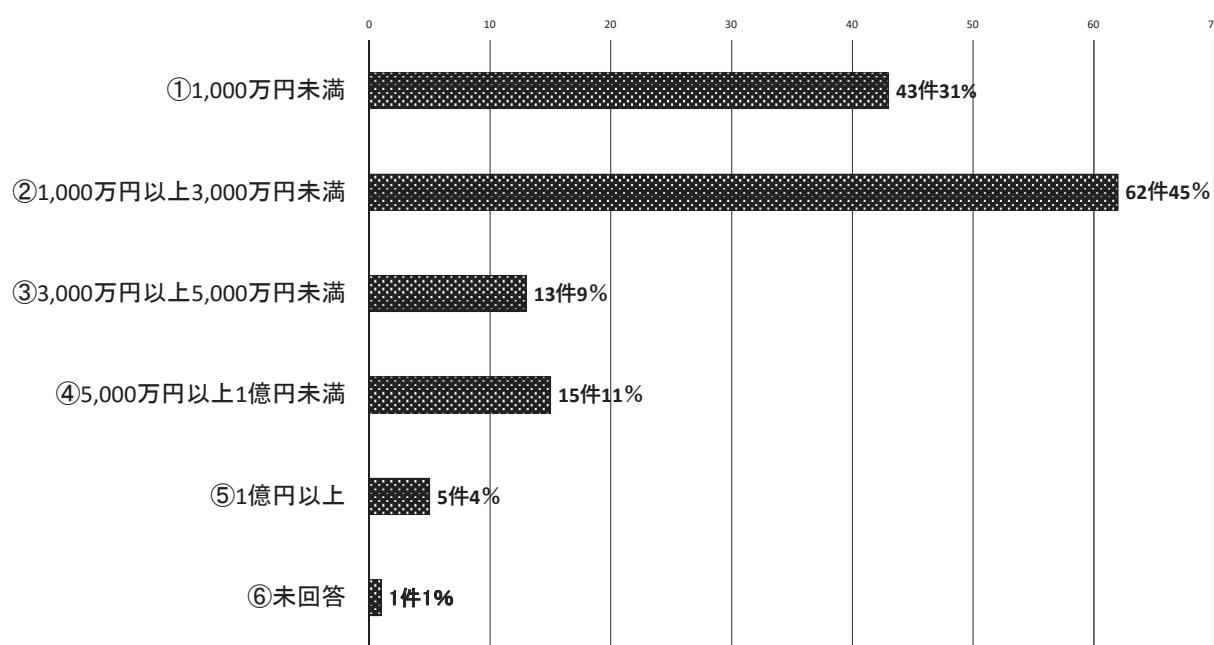
(1) 貴社の主な事業の種類についてお答えください。 その他		
工事関係	ガス配管工事 水道工事 防水工事 運動場施設 解体工事 交通安全施設工事 電気通信工事	3件 2件 2件
委託物品関係	オフィス家具販売 安全教育用映像ソフトの販売 物品小売卸業 物品販売 文具小売業 卸売 業務用食品卸業 建築資材販売 荒物 作業服及作業用品等の販売 事務用品販売 小売業(家庭薬等) IT・ソフトウェア開発 情報サービス業 システム機器販売、ソフト開発 情報処理	3件
	情報処理機器販売、情報処理業務委託、情報処理機器賃貸借 一般乗合旅客自動車事業 一般旅客自動車運送事業 運送 カーテンクリーニング・シーツ、毛布他 寝具賃貸借、寝具、タオル類、カーテン等クリーニング全般 寝具類等 測量	
	アルミ屑 非鉄金属の回収 カメラ保守等 ビルメンテナンス、警備 ポスティング 維持管理 医療(人間ドック・健診) 医療事務 映像制作・広告制作・デザイン 建築材料 下水道施設清掃、調査 害虫駆除、調査、消毒 看板製作・施工 警備業 交通安全施設等委託業務 産業廃棄物処理 自然教育および自然環境コンサルタント 自動車整備 樹木保護管理・草刈り等 消防設備工事 植木の植栽・管理 葬祭 道路・公園 廃棄物収集運搬 不動産鑑定 不用品買取 防災倉庫の整理、蓄電池の充電作業 無線機、監視カメラシステムの販売・レンタル・メンテナンス 旅行業	2件

(2)貴社の従業員数についてお答えください。



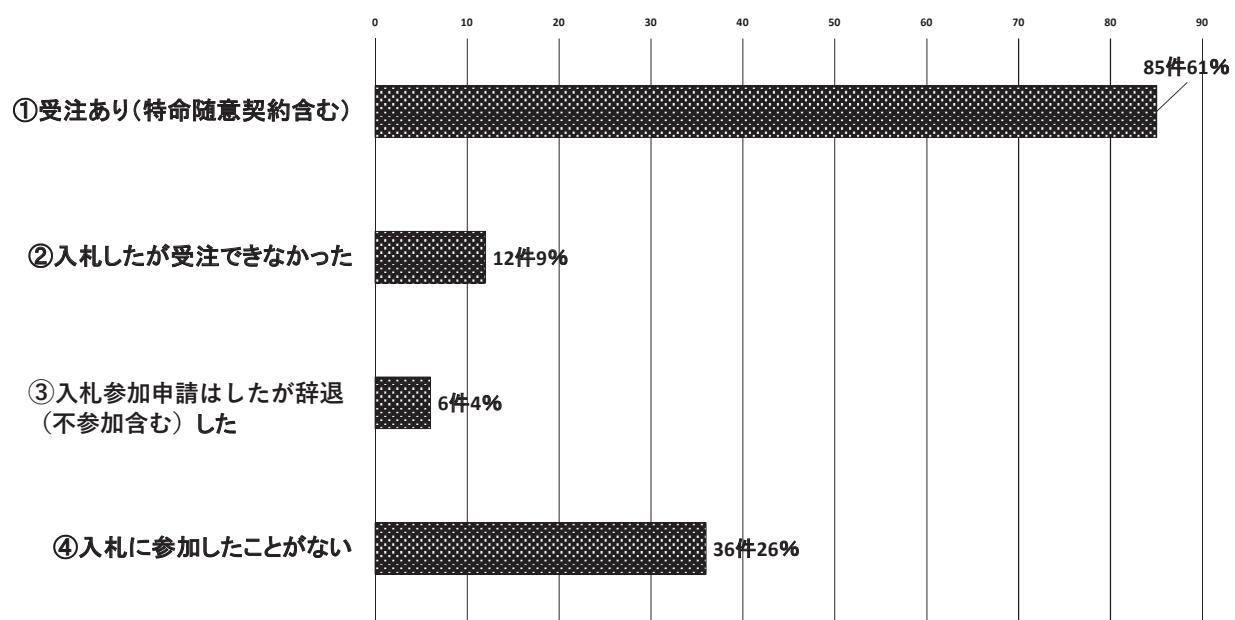
○従業員数10人未満の事業者が約半数であった。

(3)貴社の資本金についてお答えください



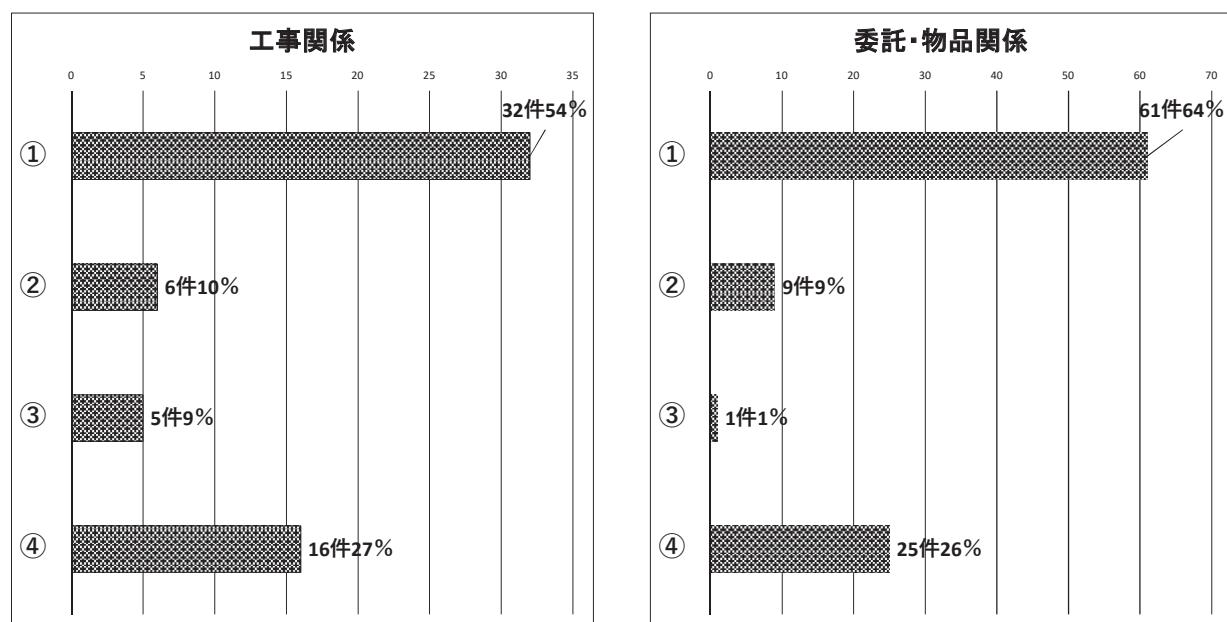
○資本金3,000万円未満の事業者が3/4であった。

(4)昨年度(令和5年度)の立川市発注契約の受注実績についてお答えください



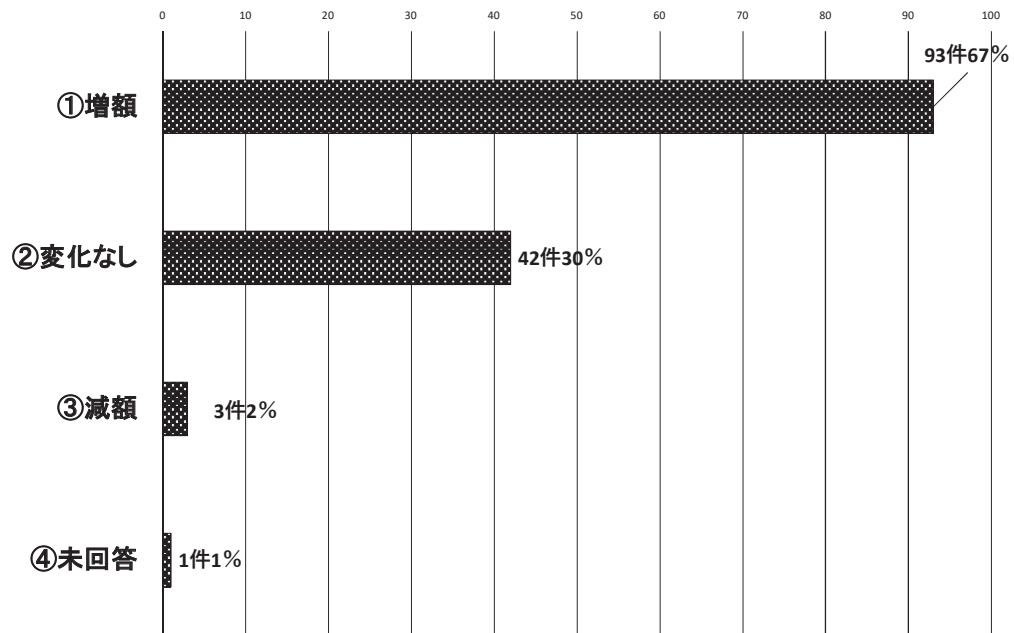
○立川市の入札に参加したことのある事業者は約75%、受注実績のある事業者は60%余りであった。

業種別(業種未回答は含まない)



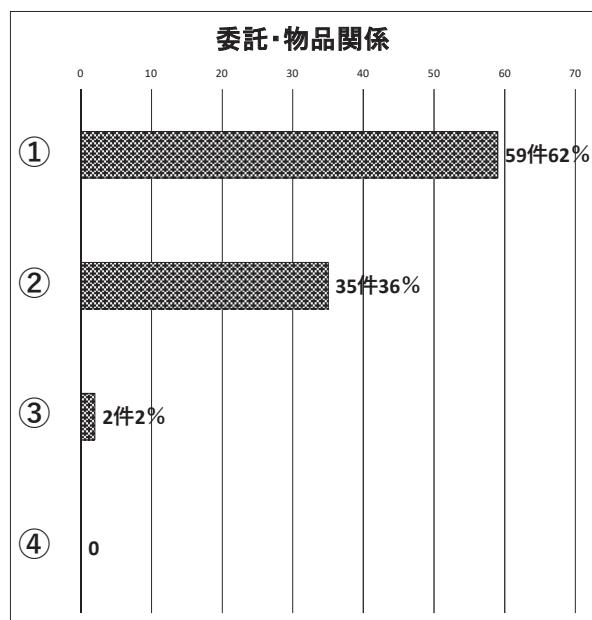
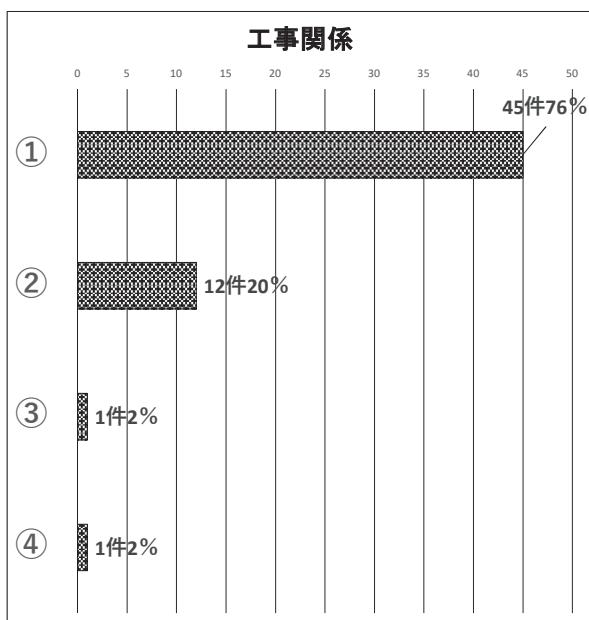
○工事の事業者では54%、委託・物品の事業者では64%で受注実績があった。

(5)近年の物価上昇における、貴社従業員への平均賃金の変化についてお答えください



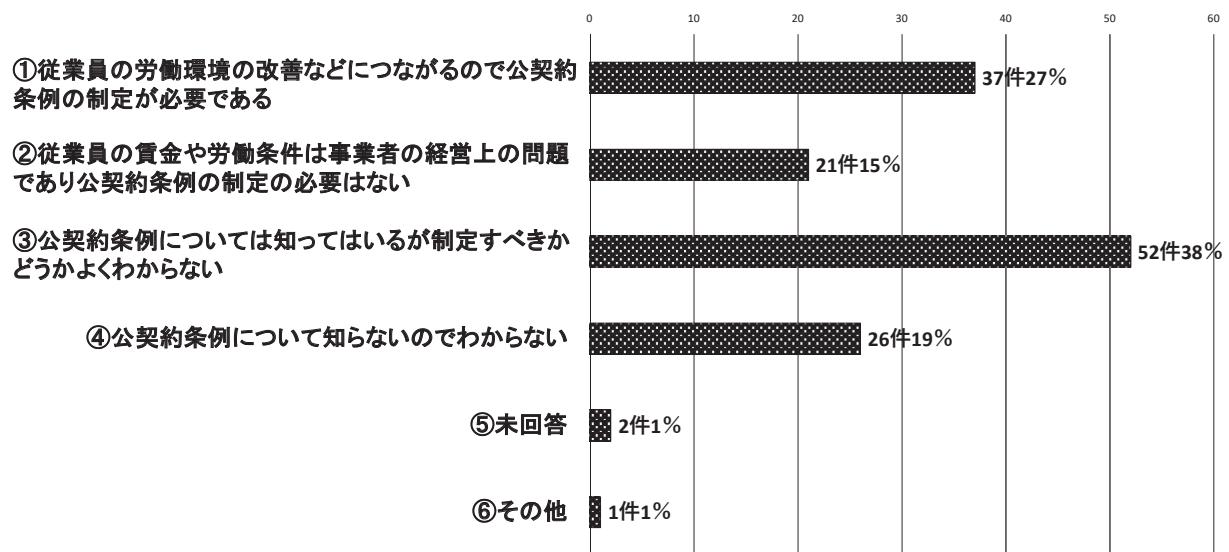
○賃金を増額した事業者が2/3であった。

業種別(業種未回答は含まない)



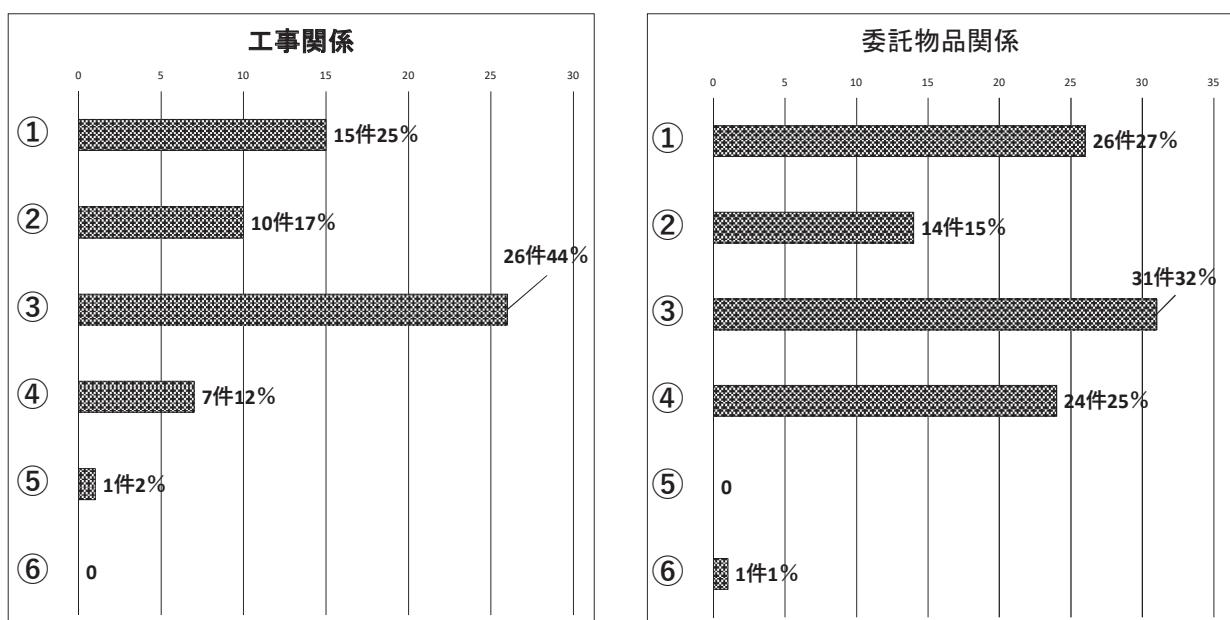
○工事の事業者では76%、委託・物品の事業者では62%が賃金を増額していた。

(6)他自治体において公契約条例を制定する動きがありますが、このような動きについてどのようにお考えですか



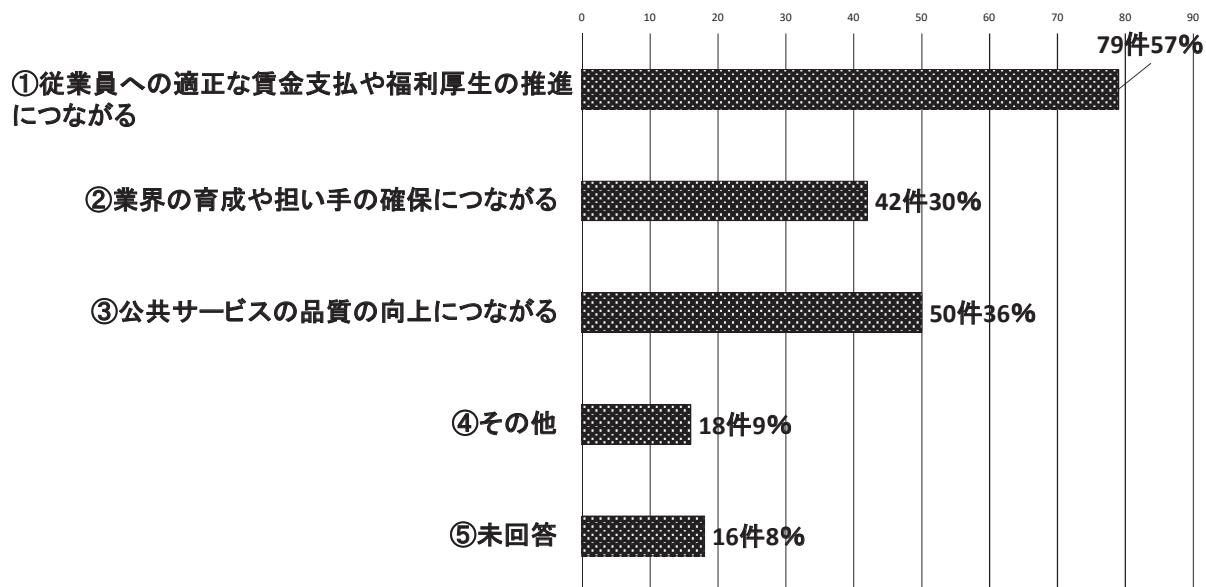
○「必要である」と考える事業者は27%であった。「公契約条例は制定すべきかどうかわからない」「知らないのでわからない」を合わせて半数以上を占めた。

業種別(業種未回答は含まない)



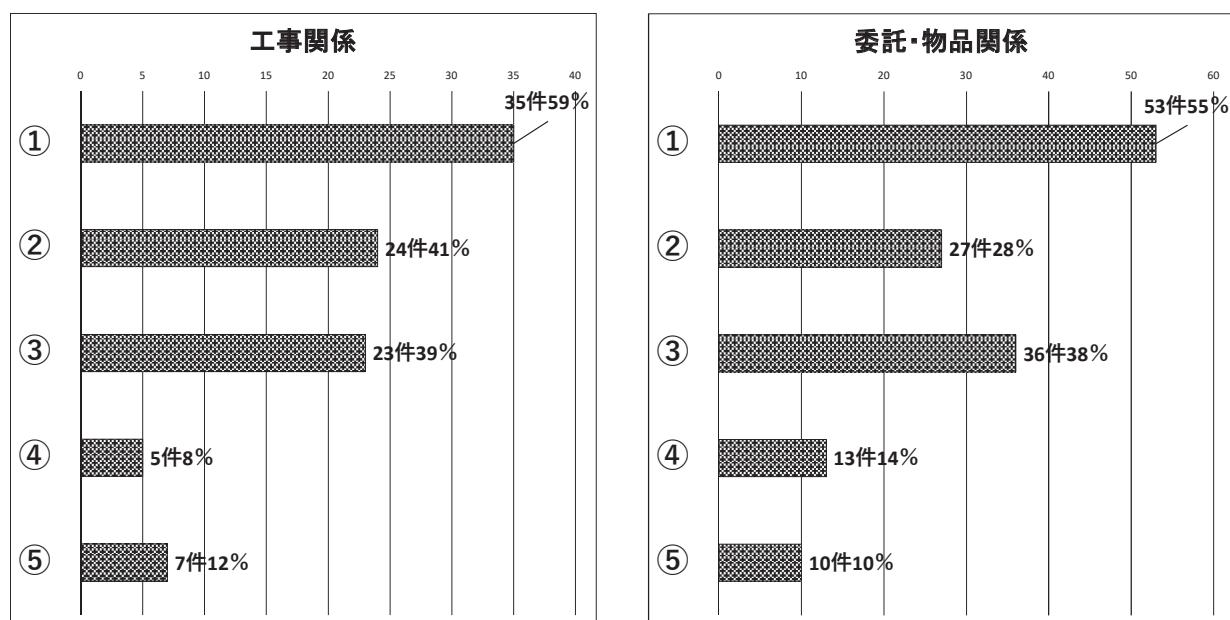
○工事の事業者も委託・物品の事業者も「公契約条例は制定すべきかどうかわからない」という意見が一番多かった。

(7)公契約条例のメリットとしてどのようなものがあるとお考えですか(複数回答可)



○メリットとして「従業員への適正な賃金支払いや福利厚生の推進につながる」や、「公共サービスの品質の向上につながる」をあげる事業者が多かった。

業種別(業種未回答は含まない)

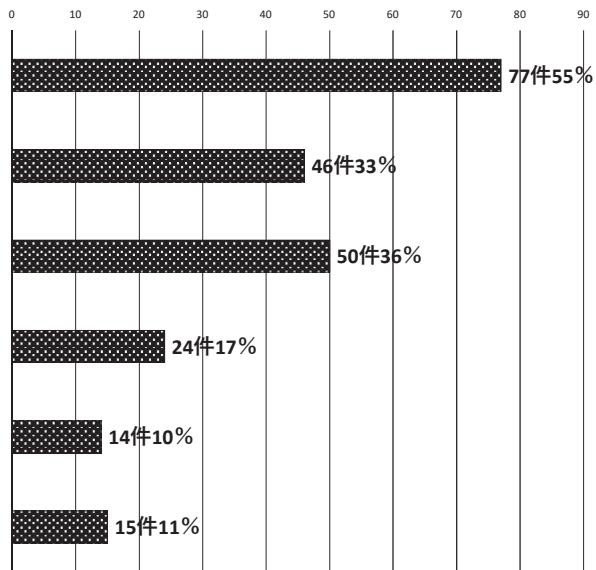


○工事の事業者も委託・物品の事業者も半数以上が「従業員への適正な賃金支払や福利厚生の推進につながる」を選んでいた。

(8)公契約条例のデメリットとしてどのようなものがあるとお考えですか

(複数回答可)

①賃金支払状況の管理や台帳作成のために、事務量が増大する



②社内で公契約条例対象案件と他案件で支払い賃金の差異が生じる可能性がある

③下請け業者に対して賃金の指導をするのは難しい

④熟練作業員への支払い賃金を減らし、新人への支払い賃金を増やすねばならない

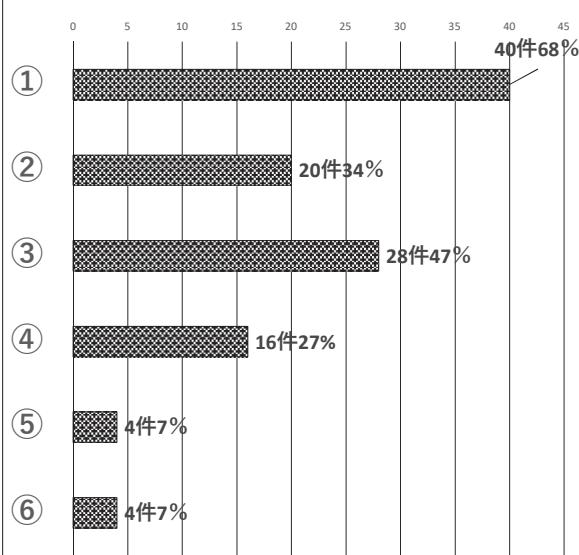
⑤その他

⑥未回答

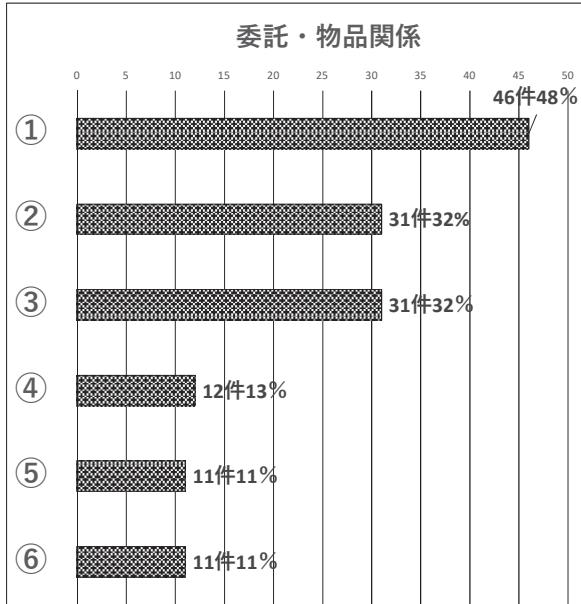
○デメリットとして、「事務量の増大」や、「下請け業者に対して賃金の指導をするのは難しい」をあげる事業者が多かった。

業種別(業種未回答は含まない)

工事関係

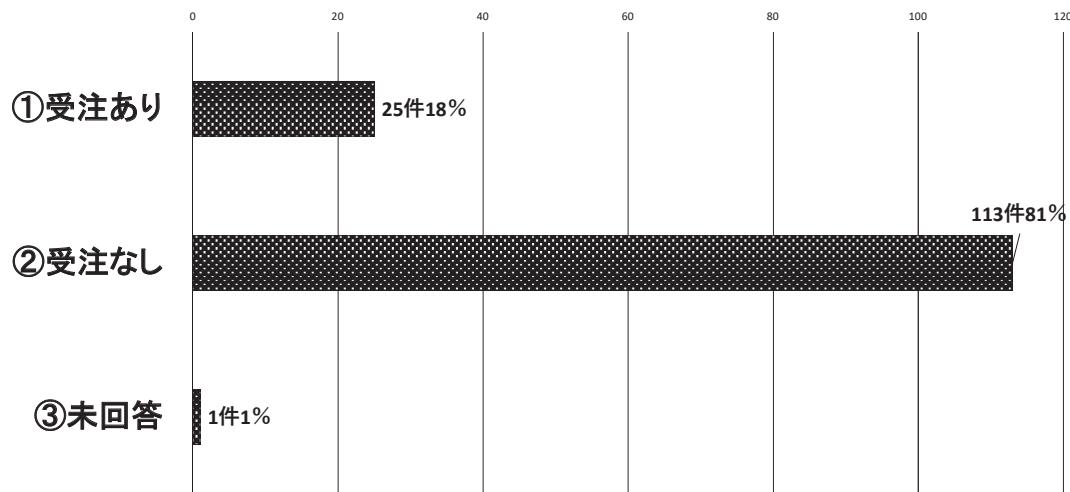


委託・物品関係



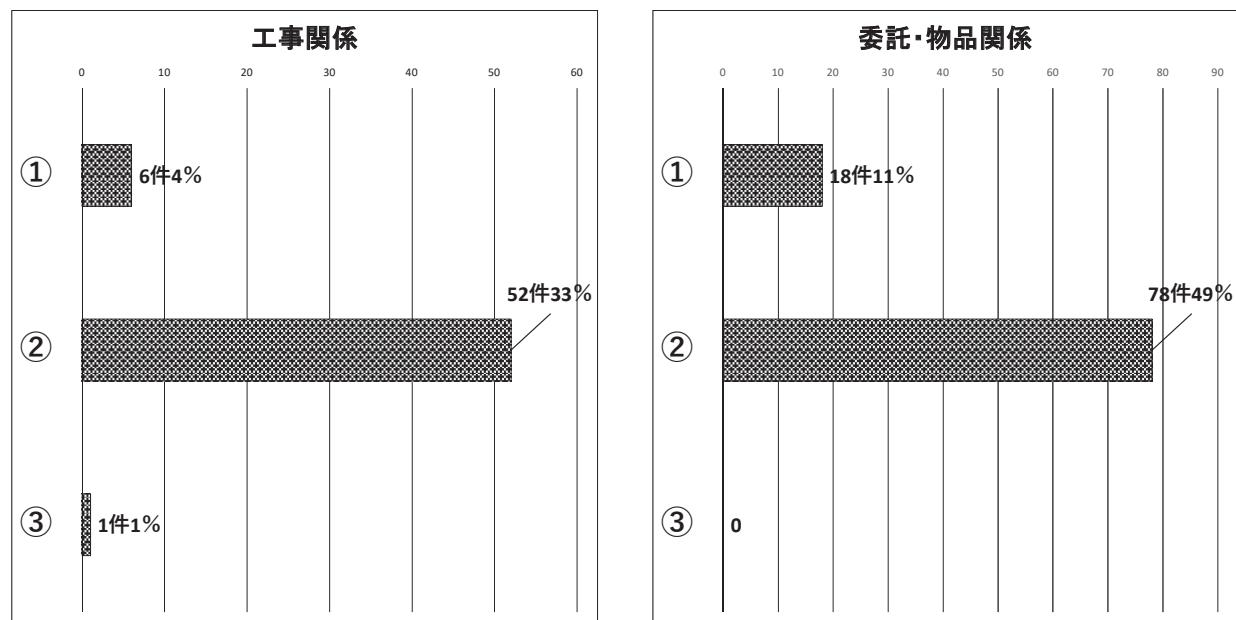
○工事の事業者では7割弱が「事務量の増大」、5割弱が「下請け業者に対して賃金の指導をするのは難しい」をデメリットとしてあげており、委託・物品の事業者に比べて15~20ポイント高かった。

(9)他自治体の発注した公契約条例の対象案件の受注実績についてお答えください



○他自治体の発注した公契約条例の対象案件を受注したことのある事業者が20%弱あった。

業種別(業種未回答は含まない)



○他自治体の公契約条例の受注状況は、工事の事業者より委託・物品の事業者の方が7ポイント高かった。

(10) 立川市の入札や契約に関するご意見がありましたらご記入ください

①本市の入札制度に関すること	21件
②公契約条例に関すること	3件
③本市の指定管理者制度に関すること	1件
④本市の発注に関すること	3件
⑤本市の事業全般に関すること	1件

～事業者の皆様へ

いただいた貴重なご意見を、公契約条例の検討に生かしてまいります。
ご協力ありがとうございました。

立川市行政管理部品質管理課

立川市競争入札参加資格登録事業者様へ 公契約条例に関するアンケートへのご協力のお願い

日頃より、立川市政につきましてご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、この度、立川市では公契約条例を制定する予定で検討を始めました。つきましては、公契約条例に関するアンケートを実施いたしますので、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます

公契約条例とは

公契約条例は公共工事や公共サービスの品質の確保とそこで働く人の労働環境を適正に整備することにより地域経済の活性化と市民の福祉を増進する目的で作る条例です。

○アンケートへの回答方法

- 1 別紙アンケートに記入の上、FAXにて回答
- 2 パソコンにて下記 URL (インターネット)より回答
<https://logoform.jp/form/yY6d/692710>
- 3 スマートフォン・タブレットにて右下の QR コードを読み取の上、LOGO フォームにて回答



○回答期限

令和6年10月21日（月）までにご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

お問合せ：立川市行政管理部品質管理課品質管理係
TEL：042-523-2111（内線 2449）
Mail：hinshitsukanri@city.tachikawa.lg.jp

立川市 行政管理部 品質管理課 行
FAX番号 042-521-2568

公契約条例に関するアンケート

※該当箇所に○をしてください。

(1)貴社の主な事業の種類についてお答えください。

《工事関係》

- ①土木工事 ②建築工事 ③電気設備工事 ④機械設備工事
⑤造園工事 ⑥その他工事 ()

《委託・物品関係》

- ①建物清掃 ②施設等管理・保守 ③調査・検査 ④印刷
⑤その他 ()

(2)貴社の従業員数についてお答えください。

- ① 10人未満 ② 10人から30人未満 ③ 30人から50人未満
④ 50人から100人未満 ⑤ 100人以上

(3)貴社の資本金についてお答えください。

- ① 1,000万円未満 ② 1,000万円以上3,000万円未満
③ 3,000万円以上5,000万円未満 ④ 5,000万円以上1億円未満
⑤ 1億円以上

(4)昨年度(令和5年度)の立川市発注契約の受注実績についてお答えください。

- ① 受注あり (特命随意契約含む)。
② 入札したが受注できなかった。
③ 入札参加申請はしたが、辞退 (不参加含む) した。
④ 入札に参加したことがない。

(5)近年の物価上昇における、貴社従業員への平均賃金の変化についてお答えください。

- ①増額 ②変化なし ③減額

(6)他自治体において公契約条例を制定する動きがありますが、このような動きについてどのようにお考えですか。

- ① 従業員の労働環境の改善などにつながるので、公契約条例の制定が必要である。
- ② 従業員の賃金や労働条件は事業者の経営上の問題であり、公契約条例の制定の必要はない。
- ③ 公契約条例については知っているが、制定すべきかどうかよくわからない。
- ④ 公契約条例について知らないのでわからない。
- ⑤ その他 ()

(7)公契約条例のメリットとしてどのようなものがあるとお考えですか。(複数回答可)

- ① 従業員への適正な賃金支払いや福利厚生の推進につながる。
- ② 業界の育成や担い手の確保につながる。
- ③ 公共サービスの品質の向上につながる。
- ④ その他 ()

(8)公契約条例のデメリットとしてどのようなものがあるとお考えですか。(複数回答可)

- ① 賃金支払状況の管理や台帳作成のために、事務量が増大する。
- ② 社内で公契約条例対象案件と他案件で支払い賃金の差異が生じる可能性がある。
- ③ 下請け業者に対して賃金の指導をするのは難しい。
- ④ 熟練作業員への支払い賃金を減らし、新人への支払い賃金を増やすねばならない。
- ⑤ その他 ()

(9)他自治体の発注した公契約条例の対象案件の受注実績についてお答えください。

- ① 受注あり
- ② 受注なし

(10)立川市の入札や契約に関するご意見がありましたらご記入ください。

ありがとうございました。